1615号
29.3.21
付
小郡三井医師会

福県医発第３４２２号（地）
平成２９年　３月１６日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会　長　松　田　峻一良
（　公　印　省　略　）

急性脳炎等に係る実態把握について

今般、標記の件につきまして、別紙のとおり厚生労働省健康局健康課及び結核感染症課より福岡県保健医療介護部を通じて連絡がありました。

標記につきましては、平成２５年１２月１６日付福県医発第２１８９号（地）にて、当該患者の検体確保等についてお願いしているところです。

本通知は、「厚生労働科学研究費補助金（新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）」において、「エンテロウイルス等感染症を含む急性弛緩性麻痺・急性脳炎・脳症の原因究明に資する臨床疫学研究」（研究代表者：多屋馨子）が実施されることとなり、引き続き当該患者の検体確保等の協力を要請するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事　田中泰之
会長　白石恒明

２８保衛第３６４９号
平成２９年2月２３日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会長
一般社団法人福岡県私設病院協会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会長
殿

福岡県保健医療介護部長
（保健衛生課感染症係）

急性脳炎等に係る実態把握について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件については、平成２５年１２月６日付け２５保衛第２５４２号にて、当該患者の検体確保等をお願いしているところです。

今般、厚生労働省健康局健康課及び結核感染症課から、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、引き続き、当該患者の検体確保等に御協力いただきますよう貴会会員に対して周知をお願いします。

お問い合わせ先
保健医療介護部保健衛生課感染症係
担当：林田
TEL：092-643-3268　FAX：092-643-3282
E-mail：hayashida-h4778@pref.fukuoka.lg.jp

(写)

事　務　連　絡
平成29年2月14日

各 { 都道府県 / 保健所設置市 / 特別区 } 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局結核感染症課

急性脳炎等に係る実態把握について（協力依頼）

標記について、平成25年度から平成27年度まで実施された、研究事業「日本脳炎並びに予防接種後を含む急性脳炎・脳症の実態・病院解明に関する研究」（研究代表者：多屋馨子）に対して、「日本脳炎及び予防接種後を含む急性脳炎・脳症等の実態把握について」（平成25年11月22日付事務連絡）により協力を依頼していました。

今般、上記研究事業の結果を踏まえた新たな研究事業として、「厚生労働科学研究費補助金（新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）」において、「エンテロウイルス等感染症を含む急性弛緩性麻痺・急性脳炎・脳症の原因究明に資する臨床疫学研究」（研究代表者：多屋馨子）を実施することとなりました。

つきましては、引き続き原因不明の急性脳炎・脳症の病因解明を行うとともに、以下の対応について、ご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

なお、本件の詳細については、研究代表者までお問い合わせ願います。

記

1　医療機関から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）第12条に基づく急性脳炎の届出があった場合、病原体不明とされた症例については、可能な限り、地方衛生研究所等において病原体を検出するための検査を実施されたい。なお、地方衛生研究所等における当該検査等の費用については、感染症発生動向調査事業負担金の対象となります。

福岡県
保衛
'29.2.14
第　号

2　１の検査を実施し、病原体が確認されない場合又は地方衛生研究所等での検査が困難と判断された場合には、研究班において詳細な解析を行うことができるので、可能な限り、以下の研究代表者に情報提供するとともに、①症状・所見等臨床情報、②症状の急性期に採取された臨床検体（可能な限り次の５点：EDTA 血、髄液、呼吸器由来検体、便、尿）、③急性期と回復期のペア血清の送付をお願いします。

研究代表者：多屋　馨子（たや　けいこ）
所　　属：国立感染症研究所感染症疫学センター第３室
連 絡 先：電話番号：03-5285-1111（代）
　　　　　Ｆ　Ａ　Ｘ：03-5285-1129
　　　　　E-mail：ktaya@niid.go.jp

3　予防接種法に基づき、予防接種後の副反応疑い報告として厚生労働省に届出られた脳炎・脳症及び急性散在性脳脊髄炎（ADEM）症例については、厚生労働省より都道府県等に対し原因究明のため、協力要請を行う場合があります。その場合は、可能な限り、地方衛生研究所等において病原体の検査等の実施をお願いします。病原体が確認されない場合又は地方衛生研究所等での検査が困難と判断された場合については、上記２と同様に研究班での検討が可能です。

２５保衛第２５４２号
平成２５年１２月６日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会長
社団法人福岡県私設病院協会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会長
殿

福岡県保健医療介護部長
（保健衛生課感染症係）

日本脳炎及び予防接種後を含む急性脳炎・脳症等の実態把握について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課から、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、感染症法第１２条に基づく日本脳炎及び急性脳炎（病原体が不明である症例に限る）の発生届及び予防接種法第１２条に基づく副反応報告書（症状が脳炎、脳症及び急性散在性脳脊髄炎（ＡＤＥＭ）であるもの）を提出いただいた際に、別添通知に基づき、病原体検査を実施する場合がありますので、当該患者の検体確保等に御協力いただきますよう、貴会会員に対して周知をお願いします。

お問い合わせ先
保健医療介護部保健衛生課感染症係
担当：中山
TEL：092-643-3268　FAX：092-643-3282
E-mail：nakayama-s1340@pref.fukuoka.lg.jp

写

事　務　連　絡
平成２５年１１月２２日

各 ｛都道府県／政令市／特別区｝ 衛生主管部（局）感染症対策担当課　御中

厚生労働省健康局結核感染症課

日本脳炎及び予防接種後を含む急性脳炎・脳症等の実態把握について

日頃より、感染症対策及び予防接種行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24度、日本脳炎ワクチン接種後の死亡例、脳炎・脳症及び急性散在性脳脊髄炎(ADEM)例の報告を受けて、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会日本脳炎に関する小委員会において、日本脳炎ワクチンの安全性及び今後の定期接種の取扱いについて検討されたところです。

現在、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）において、日本脳炎は四類感染症として、また、急性脳炎は五類感染症として、都道府県知事等への届出が義務付けられております。急性脳炎については、平成23年には258例の報告があったものの、うち119例(46.1%)は原因不明となっており、日本脳炎を含めた急性脳炎・脳症を引き起こす感染症の実態を解明することが重要な課題となっております。

また、定期の予防接種後に発生した急性脳炎・脳症につきましては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第12条第1項の規定に基づき、速やかに厚生労働省に報告されることとされておりますが、予防接種との因果関係の評価を行う上で、他の要因の可能性を検証することも重要な課題となっております。

このような状況を踏まえ、今般、「厚生労働科学研究費補助金（新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業）」において、「日本脳炎並びに予防接種後を含む急性脳炎・脳症等の実態・病因解明に関する研究（研究代表者：多屋馨子）」を実施することとなりました。

貴職におかれましては、原因不明の急性脳炎・脳症の病因解明を行うととも

福岡県
保衛
25.11.22
第　号

に、ワクチンの安全性の評価に資するため、下記の対応につきご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

１．感染症法に基づき医療機関から届出のあった急性脳炎症例のうち、病原体不明とされた症例については、可能な限り、地方衛生研究所等において病原体を検出するための検査を実施されたい。なお、地方衛生研究所における当該検査の費用については、感染症発生動向調査事業負担金の対象となることを申し添える。

２．上記１の検査を実施し．病原体が確認されない場合又は地方衛生研究所等での検査が困難と判断された場合については、研究班において詳細な解析を行うことができるので、以下の研究代表者に連絡されたい。

３．予防接種法に基づき予防接種後の副反応として厚生労働省に届出られた脳炎・脳症及び急性散在性脳脊髄炎（ADEM）症例については、厚生労働省より都道府県等に対し原因究明のため、協力要請を行う場合がある。その場合は、可能な限り、地方衛生研究所等において病原体の検査等を実施されたい。

□ 研究課題名：日本脳炎並びに予防接種後を含む急性脳炎・脳症の実態・病因解明に関する研究

研究代表者：多屋　馨子（たや けいこ）
研究機関　：国立感染症研究所 感染症疫学センター
連絡先　　：TEL:03-5285-1111(代)
FAX:03-5285-1129
e-mail: ktaya@niid.go.jp